

パブリックコメント

高萩市バリアフリーマスターplan (案)

令和7年12月

目 次

I 策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
II 移動等円滑化の基本的な考え方	3
II-1 移動等円滑化に向けた現状	3
1. 公共交通の状況	3
2. JR 高萩駅周辺の施設の状況	8
3. 観光来訪者の状況	14
II-1 バリアフリーマスタートップランの課題	17
II-2 移動等円滑化の基本的な考え方	19
1. 基本的な考え方	19
2. 基本理念と目標	19
II-3 移動等円滑化促進地区の設定	20
1. 移動等円滑化促進地区の要件	20
2. 移動等円滑化促進地区に関して記載する事項	20
3. 移動等円滑化促進地区の設定	22
4. 生活関連施設及び生活関連経路の設定	23
III 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の施策	25
III-1 バリアフリー化の基本方針	25
III-2 バリアフリー化の施策	26
目標1：暮らしに必要な拠点への利便性確保	27
目標2：安全・安心で快適な移動を支える環境づくり	29
目標3：バリアフリーの推進と共生（支え合い）を育む環境づくり	31

IV 移動等円滑化の推進	33
IV-1 行為に関する届出	33
1. 届出制度の概要	33
2. 届出制度の対象となる範囲	33
IV-2 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項	34
IV-3 その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項	35
IV-4 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項	35

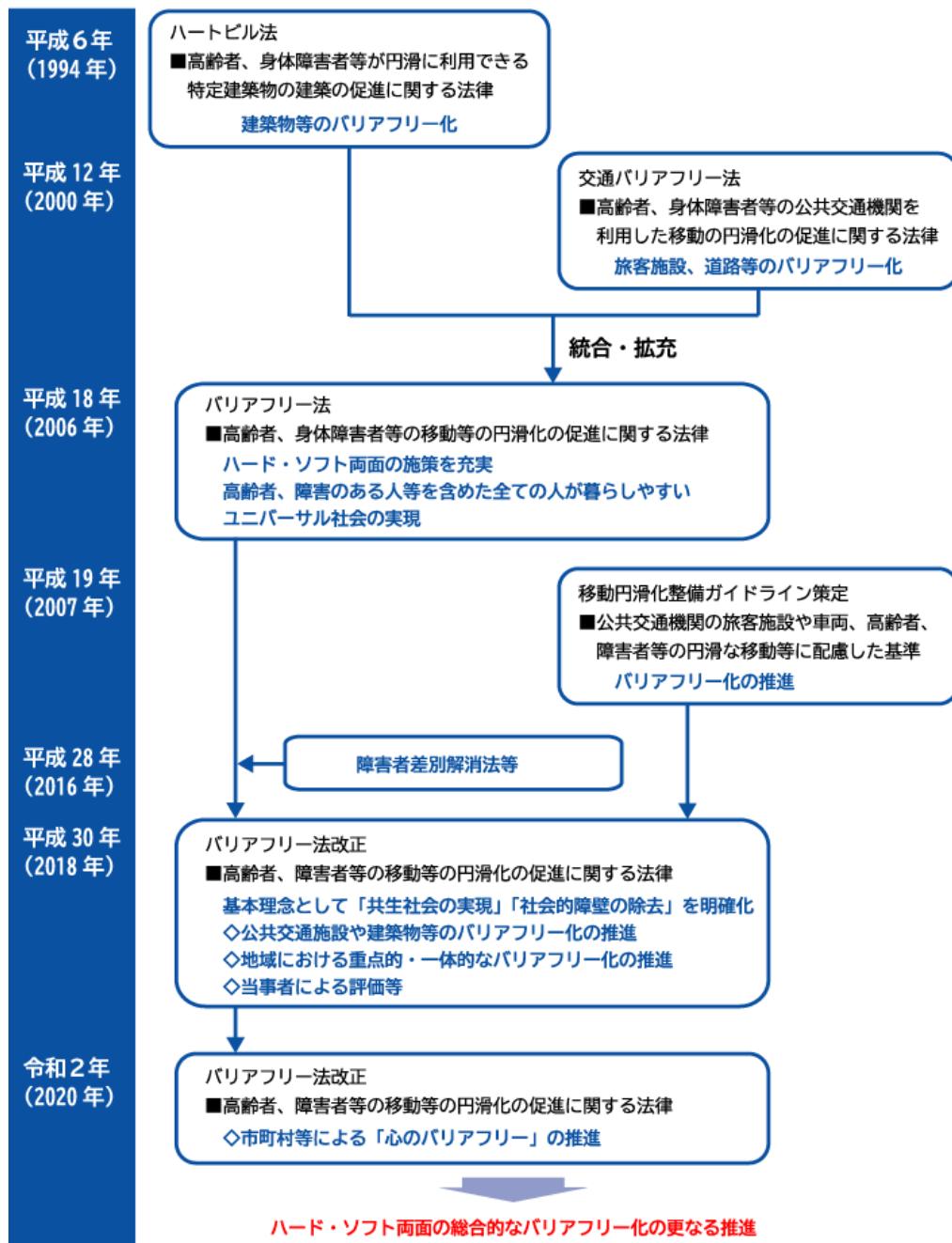
I 策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

国においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」を一部改正し、市町村がバリアフリーに関するマスタープランを策定する制度を創設し、バリアフリーのまちづくりに対する取組を強化しています。

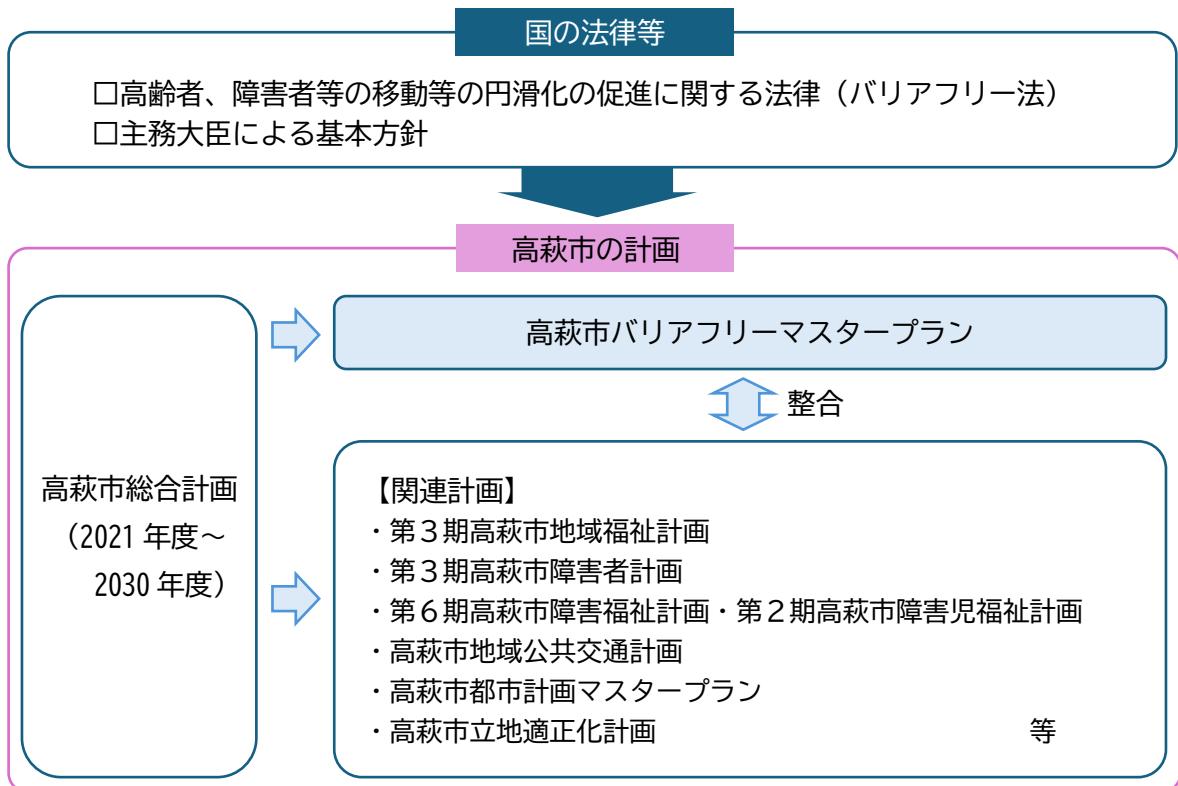
のことから、地域における高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を確保する上で生活の支障となる物理的障害や精神的障害を取り除き、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、バリアフリーの基本方針（以下、「本マスタープラン」という。）を策定します。

図一バリアフリーに関する法制度の変遷



2. 計画の位置づけ

本マスタープランは、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定します。また、策定にあたっては、高萩市総合計画をはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



3. 計画期間

本マスタープランの期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間とします。なお、5 年目の令和 12 (2030) 年度を目処に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、本マスタープランを見直すものとします。

II 移動等円滑化の基本的な考え方

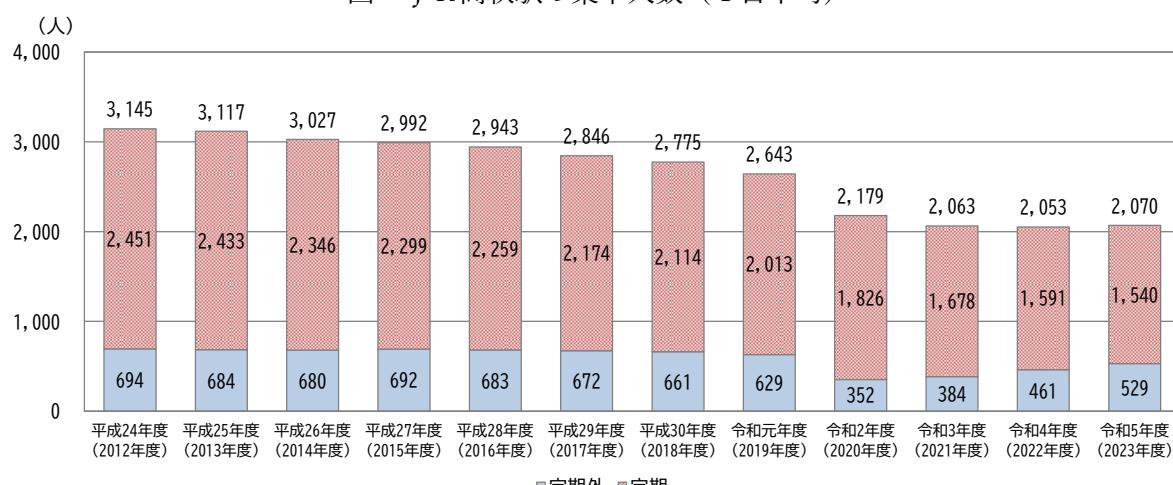
II-1 移動等円滑化に向けた現状

1. 公共交通の状況

(1) JR高萩駅の利用者数

JR高萩駅の1日あたりの乗車人数をみると、徐々に減少を示していましたが、新型コロナウイルス感染症以降は大きく減少し、令和5(2023)年には、定期1,540人、定期外529人、合計2,070人となっています。

図－JR高萩駅の乗車人数（1日平均）



資料：JR東日本（各駅の乗車人員）

※乗車人員は乗車の人員のみで、降車の人員等は含まない

(2) 路線バスの状況

市内の路線バスは、令和6年12月から椎名観光が運行する3路線が休止となっており、茨城交通によりJR高萩駅を中心に4路線運行しています。このうち3路線は路線バスで、1路線は令和4年10月から市街地循環線に代わり運行している、呼び出し型最適経路バス「MyRide のるる」となっています。

表－路線バス年間利用者の推移

単位：人

路線	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1 千代田・関口線	44,862	41,526	24,344	21,769	15,251	12,728	10,530
2 和野線	45,356	42,536	30,885	27,786	16,162	12,906	10,698
6 清松高校線	45,257	45,592	34,987	29,498	26,903	28,321	26,927
C1 市街地循環線 (イオン)	2,316	3,217	4,101	4,147	休止	廃止	廃止
C2 市街地循環線 (ベイシア)	2,310	2,014	1,724	1,917	休止	廃止	廃止
C3 市街地循環線 (高萩協同病院)	1,460	1,896	2,336	2,482	休止	廃止	廃止
3 上和野線	12,978	13,099	10,450	8,400	8,309	8,791	8,764
4 いぶき台団地線	13,244	13,288	10,471	7,610	7,795	9,041	8,390
5 ソーラーリゾート線	11,291	10,896	7,382	5,431	4,697	4,474	4,246
My Ride のるる					20,088	26,846	25,797
計	179,074	174,064	126,680	109,040	99,205	103,107	95,352

資料：高萩市

※利用者数：前年10月～当該年9月までの集計

※My Ride のるるはR3.10からの実証運行中利用者で集計

表－「MyRide のるる」の利用実績の推移

	利用者数	累計登録者数	月登録者数	1日当たり平均利用者数	
				平日	土日祝
R3.7	62	86	86	3.0	—
R3.8	25	118	32	2.0	—
R3.9	94	324	206	5.0	—
R3.10	558	480	156	26.6	—
R3.11	632	624	144	31.6	—
R3.12	704	740	116	35.2	—
計	2,075	740	—	17.2	—

R4.1	1,423	900	160	63.7	23.7
R4.2	1,578	1,050	150	73.6	25.3
R4.3	2,152	1,212	162	84.8	33.2
R4.4	2,052	1,322	110	84.3	36.7
R4.5	1,948	1,421	99	82.8	35.2
R4.6	2,367	1,545	124	95.1	34.4
R4.7	2,212	1,612	67	92.7	32.6
R4.8	2,191	1,726	114	96.6	39.2
R4.9	2,271	1,876	150	95.6	35.9
R4.10	2,534	2,023	147	106.7	36.4
R4.11	2,177	2,115	92	92.1	33.5
R4.12	2,390	2,181	66	97.7	39.6
計	25,295	2,181	—	88.8	33.8

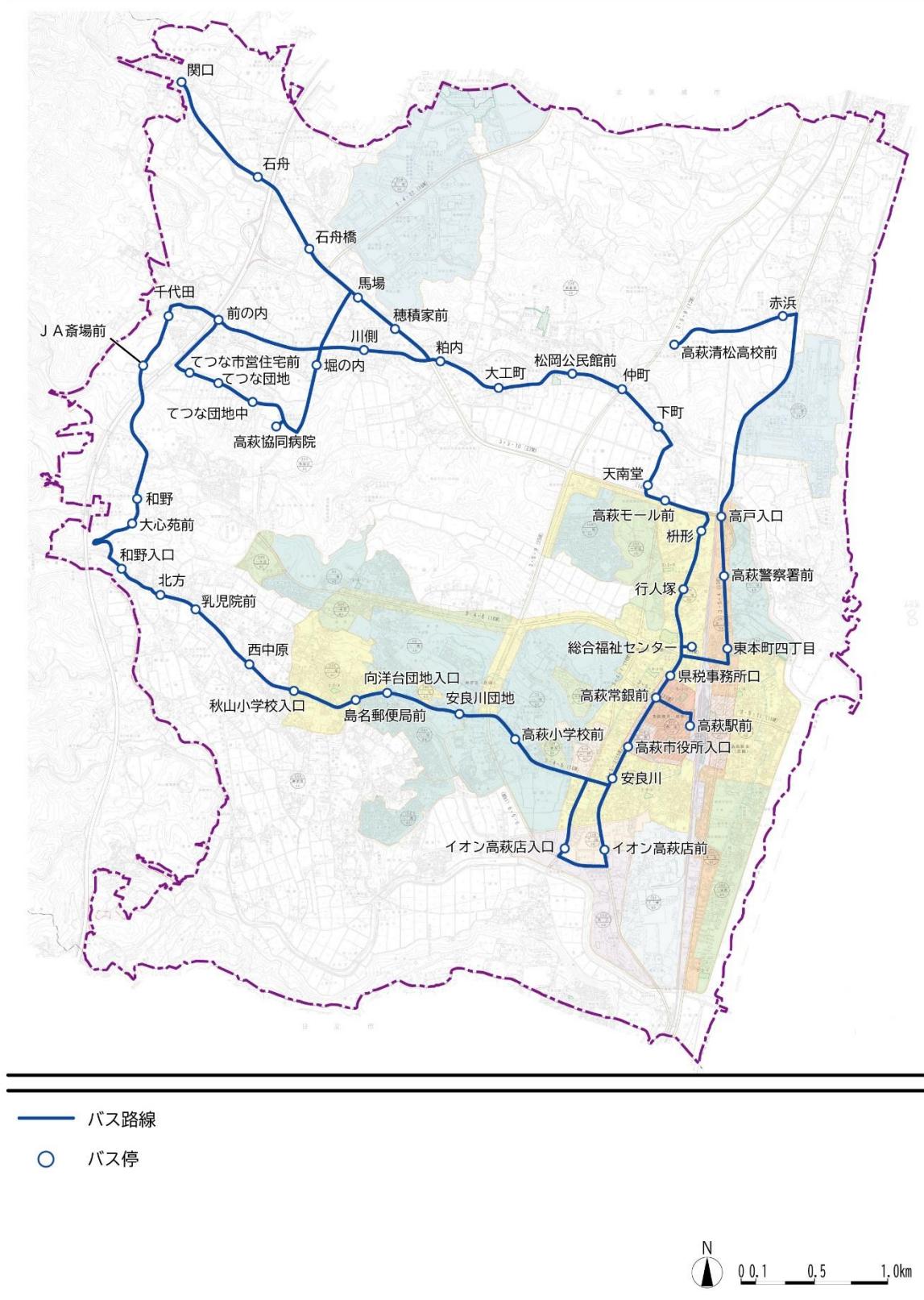
R5.1	1,980	2,270	89	86.2	28.6
R5.2	2,175	2,328	58	97.8	35.1
R5.3	2,346	2,392	64	94.2	30.4
R5.4	2,255	2,455	63	96.0	33.6
R5.5	2,194	2,516	61	90.4	35.2
R5.6	2,264	2,583	67	90.1	35.3
R5.7	2,201	2,657	74	92.3	32.3
R5.8	2,244	2,721	64	100.1	38.7
R5.9	2,086	2,778	57	88.4	31.8
R5.10	2,327	2,834	56	94.4	34.4
R5.11	2,206	2,900	66	94.8	31.0
R5.12	2,266	2,949	49	91.5	39.6
計	26,544	2,949	—	93.0	33.8

	利用者数	累計登録者数	月登録者数	1日当たり平均利用者数	
				平日	土日祝
R6.1	1,912	2,981	32	87.7	27.3
R6.2	2,047	3,039	58	90.3	33.1
R6.3	2,070	3,090	51	84.9	33.9
R6.4	2,029	3,152	62	83.0	31.9
R6.5	2,011	3,208	56	78.2	36.8
R6.6	2,222	3,261	53	92.8	36.7
R6.7	2,477	3,337	76	99.4	32.3
R6.8	2,161	3,400	63	96.3	40.3
R6.9	2,069	3,461	61	90.4	31.9
R6.10	2,825	3,532	71	113.5	36.3
R6.11	2,641	3,607	75	113.2	37.7
R6.12	2,742	3,677	70	114.4	41.4
計	27,206	3,677	—	95.3	35.0

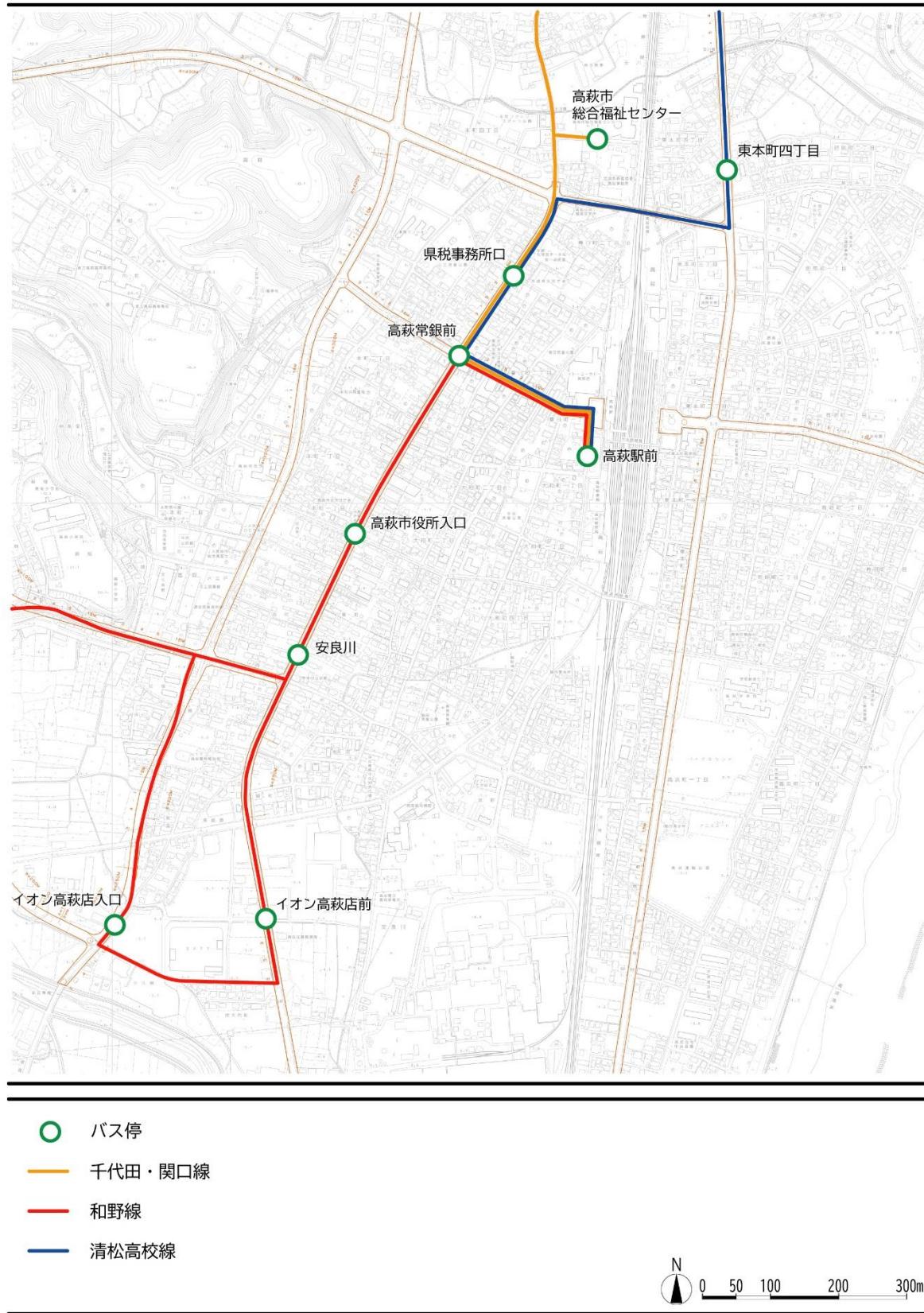
R7.1	2,743	3,753	86	125.3	40.3
R7.2	2,958	3,823	70	139.6	44.6
R7.3	3,195	3,901	78	137.2	41.0
R7.4	3,163	3,994	93	130.2	47.6
R7.5	3,088	4,066	72	130.2	44.1
R7.6	3,165	4,131	65	132.4	42.7
計	18,312	4,131	—	132.5	43.4

資料：高萩市

図－高萩市内バス路線図



図－既成市街地内のバス路線及びバス停



2. JR 高萩駅周辺の施設の状況

(1) JR 高萩駅周辺における都市機能施設の立地

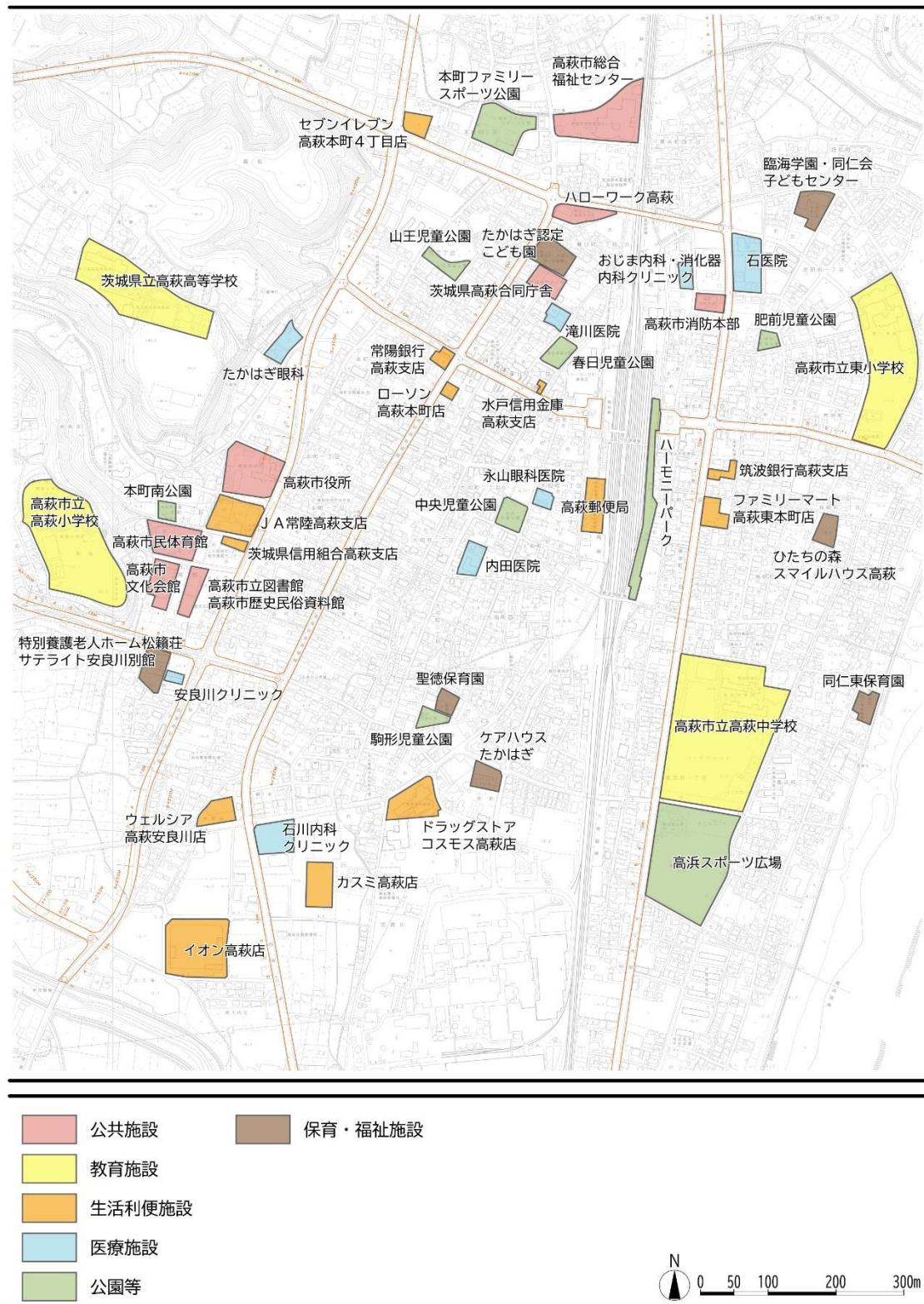
JR 高萩駅周辺（概ね 1 km 圏）の都市機能施設（公共施設、教育施設、生活利便施設、医療機関、保育・福祉施設等）の状況をみると、公共施設が 9 施設、教育施設が 4 施設、生活利便施設が 12 施設、医療機関が 8 施設、保育・福祉施設が 5 施設立地しています。

また、イオン高萩店やベイシア高萩モール等の大規模な商業施設は、駅から約 1.2～1.5km に位置しており、徒歩での利用は困難な立地となっています。

表一JR 高萩駅周辺の主な都市機能施設一覧

区分	名称	区分	名称
公共施設	高萩市役所	医療機関	石医院
	高萩市民体育館		石川内科クリニック
	高萩市立図書館		内田医院
	高萩市歴史民俗資料館		おじま内科・消化器内科クリニック
	高萩市文化会館		滝川医院
	高萩市総合福祉センター		安良川クリニック
	ハローワーク高萩		たかはぎ眼科
	高萩市消防本部		永山眼科医院
教育施設	茨城県高萩合同庁舎	公園等	高浜スポーツ広場
	高萩小学校		本町ファミリースポーツ公園
	東小学校		中央児童公園
	高萩市立高萩中学校		肥前児童公園
	茨城県立高萩高等学校		山王児童公園
生活利便施設	高萩郵便局		春日児童公園
	常陽銀行高萩支店		本町南公園
	筑波銀行高萩支店		ハーモニーパーク
	水戸信用金庫高萩支店		駒形児童公園
	茨城県信用組合高萩支店	保育・福祉施設	たかはぎ認定こども園
	J A 常陸高萩支店		聖徳保育園
	カスミ高萩店		ひたちの森 スマイルハウス高萩
	ウェルシア高萩安良川店		特別養護老人ホーム松籜荘サテライト安良川別館
	ドラッグストアコスモス高萩店		ケアハウスたかはぎ
	セブンイレブン高萩本町4丁目店		
	ローソン高萩本町店		
	ファミリーマート高萩東本町店		

図－主な都市機能施設の立地状況



(2) 都市計画道路の整備状況

都市計画道路の整備状況をみると、JR 高萩駅へのアクセス道路となっている 3・5・2 高萩停車場線、3・5・11 高萩停車場東口線については、駅から主要幹線道路までの区間の整備が概ね完了しています。

また、駅西市街地の南北軸となっている 3・4・1 安良川下手綱線、3・5・3 石滝本町線についても市街地内の整備は概ね完了しています。

表－都市計画道路の整備状況

番号・施設名	位置	幅員 (m)	延長 (m)		
			計画総延長	うち改良済 (完成)	うち概成済
3・4・1 安良川下手綱線	本町2丁目	16.0	2,700.0	940.0	0.0
3・5・2 高萩停車場線	本町2丁目	15.0	500.0	350.0	0.0
3・5・3 石滝本町線	大字安良川	15.0	2,860.0	2,110.0	0.0
3・5・4 花貫川赤浜線	大字高戸	15.0	6,600.0	1,450.0	5,150.0
3・4・5 安良川線	大字安良川	16.0	1,230.0	120.0	0.0
3・4・6 東本町高萩線	大字高萩	16.0	3,400.0	1,490.0	0.0
3・5・9 安良川赤浜線	大字高萩	25.0・16.0・13.0	5,790.0	2,506.0	0.0
3・3・10 高戸上手綱線	大字上手綱	22.0	3,970.0	3,970.0	0.0
3・5・11 高萩停車場東口線	有明町1丁目	15.0	520.0	380.0	0.0
3・4・12 上手綱赤浜線	大字上手綱	16.0	1,920.0	1,920.0	0.0

資料：令和4年度高萩市都市計画基礎調査

(3) JR 高萩駅周辺における都市基盤の状況

①歩道

JR 高萩駅周辺（概ね 1 km 圏）の都市基盤の状況をみると、整備済みの都市計画道路等の主要幹線道路には歩道（両側）が設置されていますが、区画道路では歩車の区分がなされていない状況となっています。

②駅前広場及びこ線橋

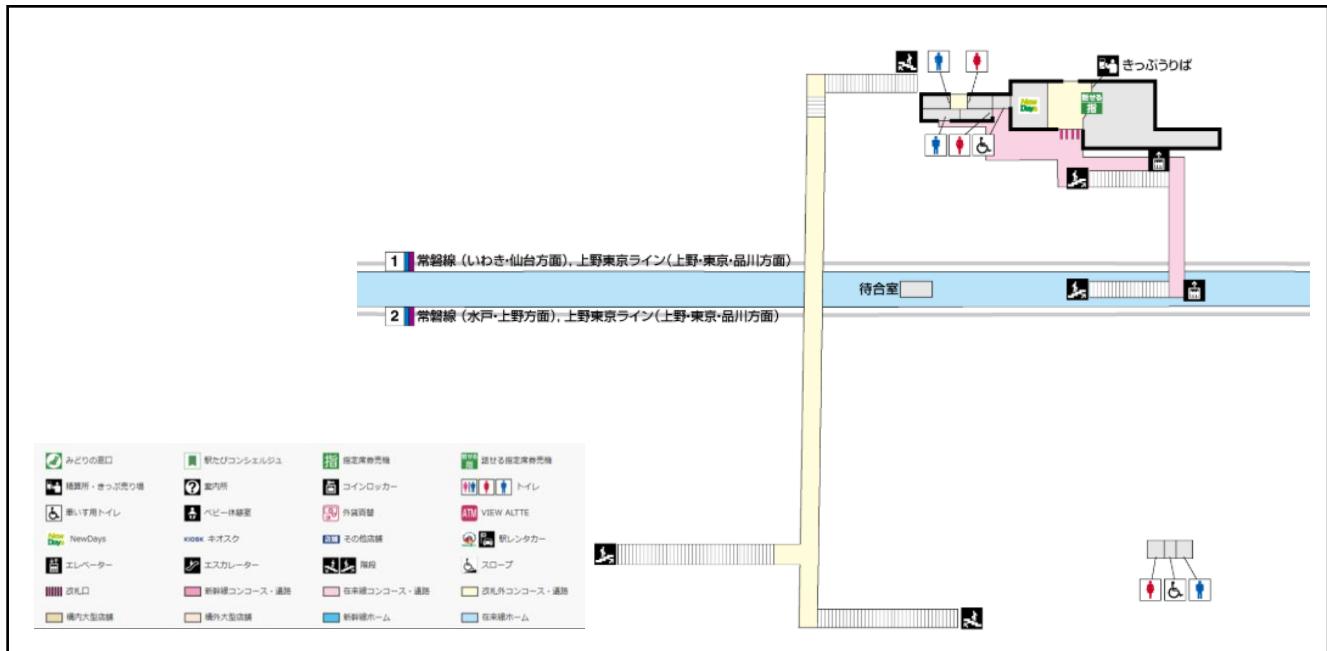
駅前広場は、駅東西にロータリー形式の広場が整備されています。東西とも公衆トイレが設置されている他、駅西駅前広場にはタクシー乗降場が確保されています。

駅舎は駅西側に位置しており、東西の駅前広場をこ線橋によって連携が確保されていますが、エレベーターは設置されていません。

③駅舎・駅構内

JR高萩駅構内のバリアフリー環境については、エレベーター、バリアフリートイレが設置され、シニアカー（ハンドル型電動車椅子）の利用経路も確保されています。

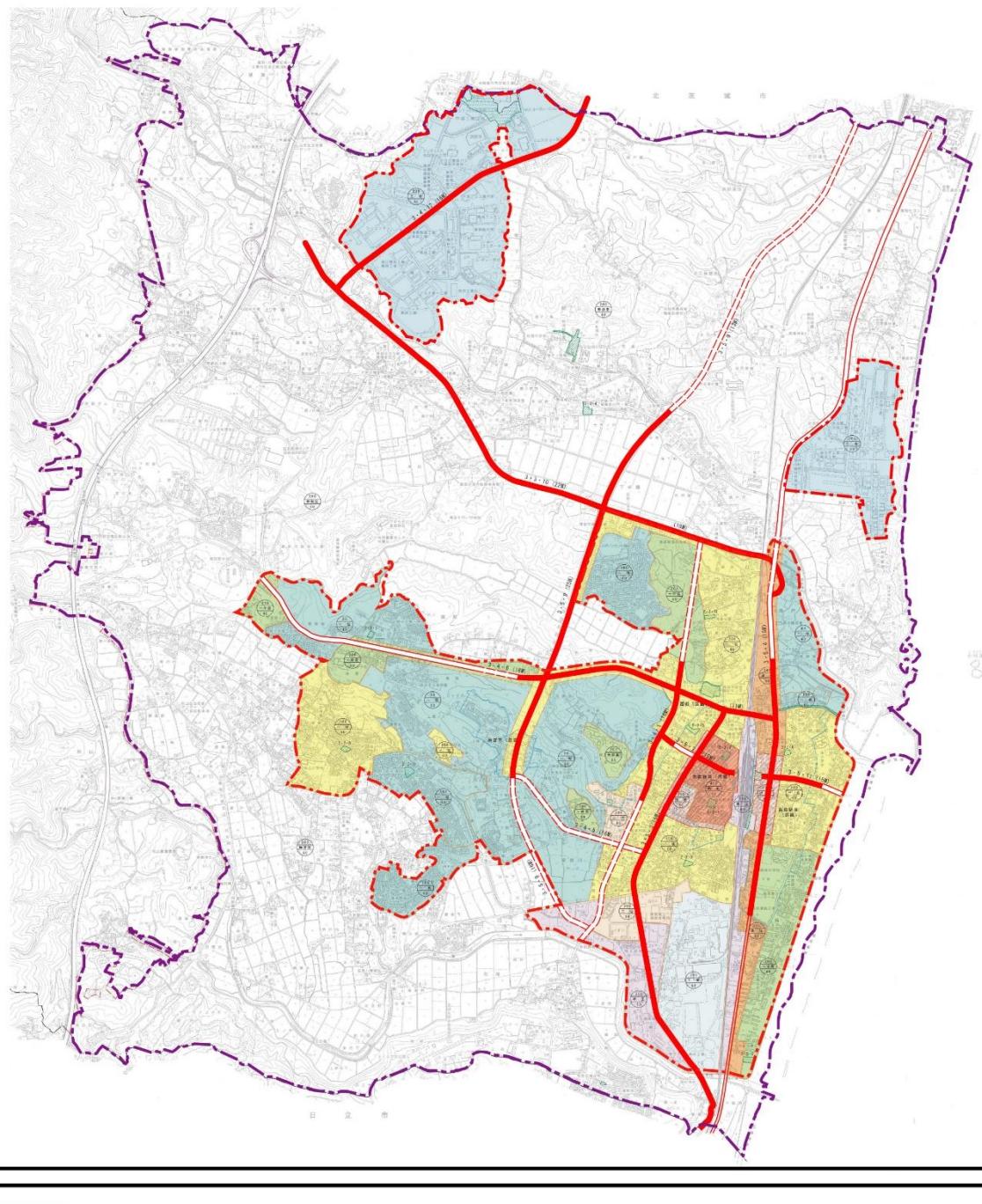
図－高萩駅構内図



④バスターミナル

バスターミナルはJR高萩駅西側の駅前広場南側に整備されています。島状の停留所が8バース整備されていますが、廃止された路線も多いため、運行頻度は低くなっています。

図－都市計画道路の整備状況



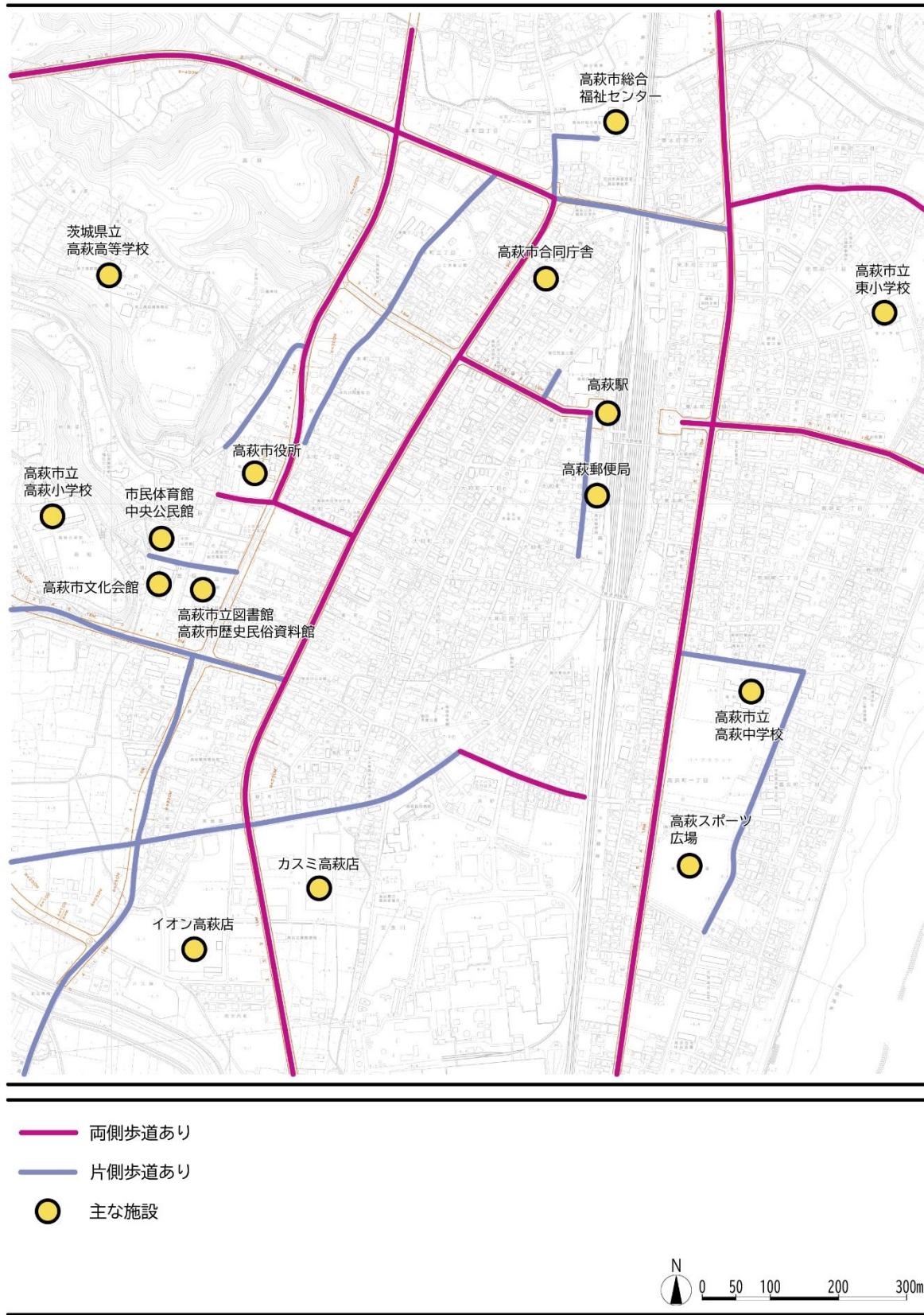
■ 都市計画道路(整備済)

■ 都市計画道路(暫定)

■ 都市計画道路(未整備)



図-JR 高萩駅周辺の歩道の状況

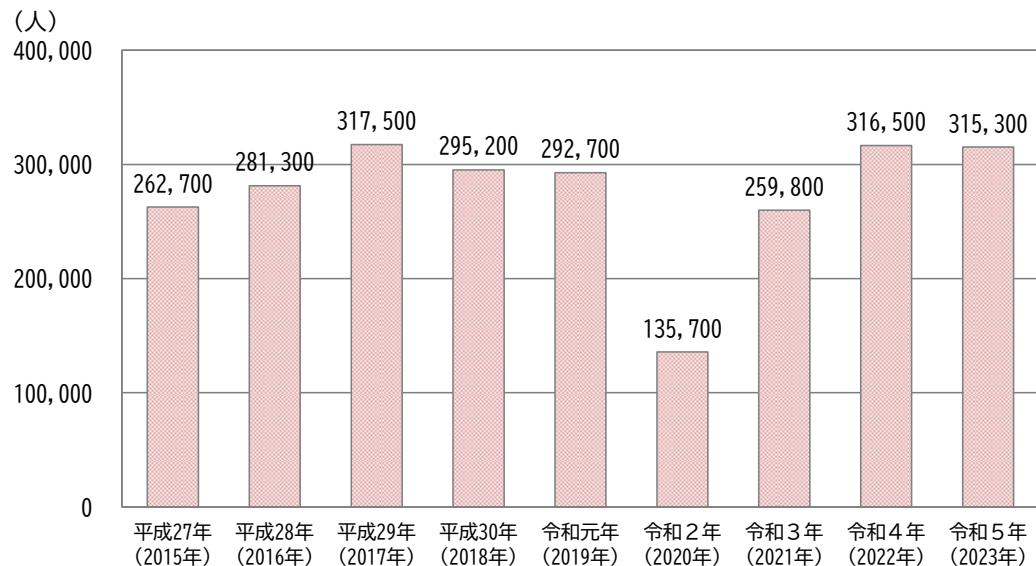


3. 観光来訪者の状況

本市の観光来訪者の状況をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年に大きく減少しましたが、令和4（2022）年、令和5（2023）年には、新型コロナウイルス感染症流行以前の水準に回復しています。

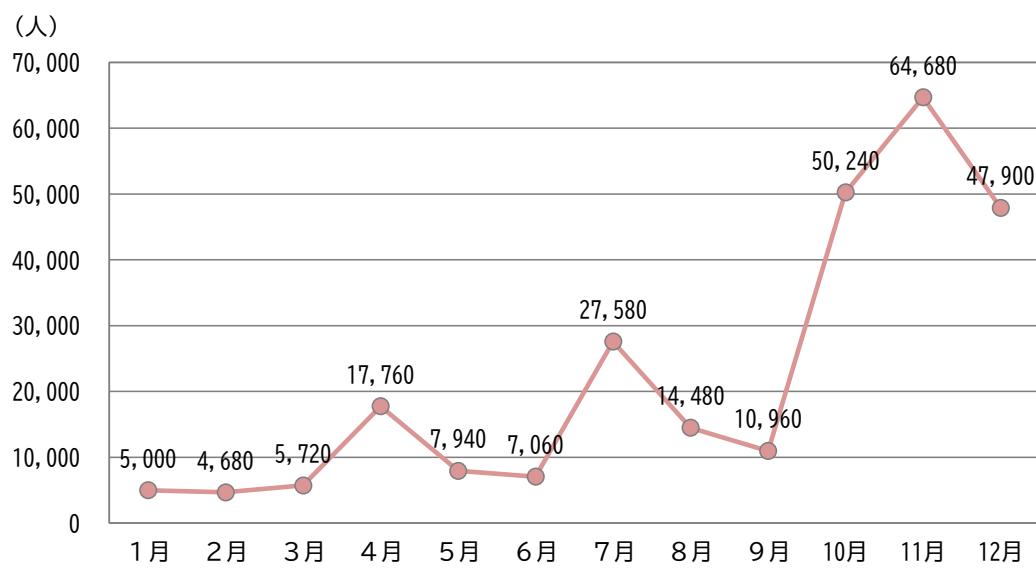
月別の動向をみると、紅葉シーズンである10月～12月、海水浴での来訪がみられる7月、桜の季節である4月が多く、特に紅葉の時期の来訪が多くなっています。

図－観光客入込客数の推移



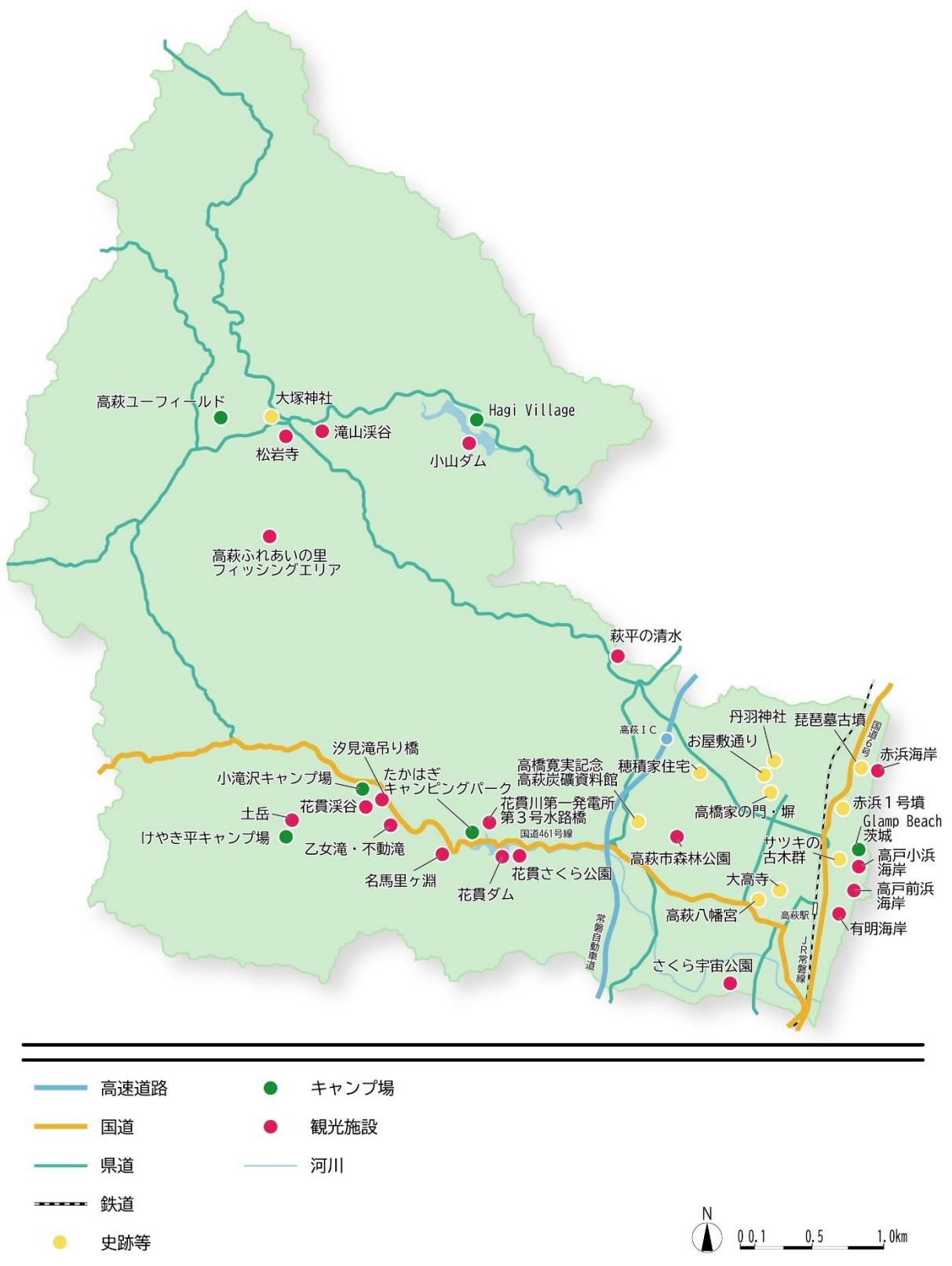
資料：茨城県観光客動態調査報告

図－観光客入込客数の推移（最近5年間月別平均）



資料：茨城県観光客動態調査報告

図－主な観光資源



表－主な観光資源

名称	所在地	お問い合わせ	備考
花貫渓谷	中戸川・大能地区	－	
汐見滝吊り橋	中戸川・大能地区	－	花貫渓谷
乙女滝・不動滝	中戸川	－	花貫渓谷
小滝沢キャンプ場	大能地内	0293-23-7316	
土岳	中戸川	－	
けやき平キャンプ場	中戸川 1483-10	0293-28-0037	
花貫さくら公園	秋山 119	－	
花貫ダム	秋山 2989	－	
名馬里ヶ淵	中戸川	－	花貫渓谷
たかはぎキャンピングパーク	秋山 2989-14	0293-24-2331	花貫ふるさと自然公園センター
花貫川第一発電所 第3号水路橋	秋山 2989	－	
Hagi Village (はぎビレッジ)	横川 1534-3	070-3132-5858	
オートリゾートinはぎビレッジ	横川 1534-3	070-3132-5858	
小山ダム	横川 1533-1	－	
滝山渓谷	下君田	－	
松岩寺	下君田 1569	0293-28-0106	
高萩ユーフィールド	下君田 682	0293-28-0071	
高萩ふれあいの里フィッティングエリア	上君田 1791	0293-28-0814	
高戸小浜海岸	高戸 848-8	0293-23-7316	
Glamp Beach IBARAKI	高戸 848-1	0293-44-7555	
高戸前浜海岸	高戸 633-1	0293-23-7316	高萩海水浴場
有明海岸	有明町 3 丁目 64-5	0293-23-2121	
赤浜海岸	赤浜	0293-23-7316	
さくら宇宙公園	石滝 608-1	－	
穂積家住宅	上手綱 2337-1	0293-24-0919	
お屋敷通り	下手綱地内	－	
高萩市森林公园	下手綱 1952-17	0293-23-7035	
高萩八幡宮	安良川 1173	0293-22-3611	
サツキの古木群	高戸 884	－	
花貫暖帯・温帯混合自然林	秋山地内	－	花貫ダム
王塚神社のスギ・モミ	下君田 1377	－	大塚神社
高橋家の門・塀	下手綱 619	－	
大高寺	本町 1-128	0293-22-2617	
菊池寛実記念高萩炭礦資料館	高萩 624	0293-22-2150	
萩平の清水	上手綱	－	

資料) 高萩市観光協会ホームページ

II-1 バリアフリーマスターplanの課題

■コンパクトさを生かした市街地環境の充実

- 本市の市街地は、約 1.5km 四方のコンパクトな用途地域の中に形成されています。また、市街地内は概ね平坦であるとともに、土地区画整理事業により基盤整備されている地区もあり、車や自転車だけでなく、将来の移動を担う次世代モビリティによる移動利便性の確保も期待されます。
- 一方で、津波浸水や河川浸水などの災害リスクを有しており、高萩市立地適正化計画においても、可視化された災害リスクを考慮した居住誘導区域が定められています。

○約 1.5km 四方のコンパクトな用途地域の中には、高萩駅をはじめ複数の拠点が形成されており、これらの移動利便性の確保が必要です。

■高萩駅周辺における都市機能の再構築

- 高萩駅周辺については、市民意向調査やヒアリングにおいて、賑わいの創出や商業施設などの生活利便施設の誘致などを期待する意見が多くなっています。
- 高萩駅は、交通モードの転換や利用者を支援するための待合環境の整備が期待されることから、バリアフリー化と合わせて公共交通拠点としての機能充実を図ることが必要です。

■道路や公園をはじめとする基幹的な施設の改善

- 意向調査やヒアリングにおいては、道路や公園についてバリアフリー環境の改善を含む整備が期待されています。また、道路については、自転車の安全な通行という点についても、交通ルールの遵守とともに、安全な通行空間の整備が必要となっています。

○道路については、段差や凹凸、歩行（通行）幅の不足などが指摘されており、歩行者や自転車の安全性、車両との共存、路線バスやタクシーの安全な乗降環境の整備などに配慮した道路環境づくりが求められます。

○公園については、トイレについての意見が多くなっていますが、遊具をはじめとする公園施設の老朽化への対応や、利用者ニーズにあった公園機能の整備についても検討することが必要です。

■公共交通の利便性向上に向けた取り組みの充実

- 公共交通については、高萩市地域公共交通計画に基づき、交通事業者と連携した取り組みを推進しており、「MyRide のるる」を導入など公共交通による移動利便性の確保に取り組んでいますが、意向調査やヒアリングでは、高萩駅を起点としたネットワークや路線の充実など、一層の利便性向上が期待されています。

○公共交通の利用環境の改善を図るため、高萩駅周辺や商業施設等、公共交通の利用者が多い拠点のバリアフリー化を推進する必要があります。

○公共交通のバリアフリー化においては、駅前広場や道路などの施設面の改善だけでなく、サインや案内機能の充実も必要です。

■市街地内の拠点機能充実と連携による賑わいの創出

本市の市街地には、高萩駅周辺や商業施設、公共施設など、拠点となり得る施設がコンパクトにまとまっています。

- 市街地内の拠点について、利用者の利便性や機能を生かした拠点性の向上を図るため、公共交通の乗降環境の整備、支援を必要とする人が安心して利用できる環境の整備を進めることが必要です。

■支え合いの意識を創出する取り組みの充実

○意向調査やヒアリングにおいては、困っている人を見かけても「手助けをして良いか分からない」という意見が多く見られている他、支援を行う際には、施設のバリアフリー化だけでなく、障害に対する理解や自立に向けた配慮などが不可欠であることが指摘されています。

○また、バリアフリーに関する用語については、若年層ほど理解が進んでいる傾向となっています。

- 支援を必要とする人と支援する人が、互いを尊重しながら支え合うことができる意識を醸成するため、心のバリアフリーを推進する必要があります。
- バリアフリー化や支え合いを推進するため、全ての年齢層に向けた啓発活動が必要と考えられます。

■豊かな自然環境の活用とアクセシビリティの向上

本市の活性化や観光交流を推進するためには、海や山などの地域資源の活用が重要であり、高萩駅から山間地域や海などへのアクセスを確保する必要があります。現在は、主な観光シーズンである秋に観光協会が高萩駅から花貫渓谷までのバスを運行していますが、インバウンドについてもツアーや個人旅行への移行が進んでいることなどを考慮し、公共交通による駅からのアクセシビリティの向上、外国語表記の充実による利便性の向上についても検討する必要があります。

- 観光来訪者の利便性を確保するため、公共交通による移動や休憩、情報提供などの機能充実を図る必要があります。
- 情報提供については、インバウンドの増加を考慮し、外国語表記の充実による利便性の向上についても検討する必要があります。

II – 2 移動円滑化の基本的な考え方

1. 基本的な考え方

移動円滑化の推進にあたっては、本市の用途地域（市街地）がコンパクトであるという特性に注目するとともに、市民からのニーズも高い拠点形成と連携しながら、人口減少・少子高齢化の中でも、維持していくことが必要な生活支援機能の確保と、賑わいや交流の創出を図ることが求められます。そのため、移動円滑化のターゲットについては、高齢者や障害を持つ方だけでなく、自らの移動手段を持たない若年層や外国人来訪者など、広範な対象を想定することとし、移動円滑化により、つながりと共生が育まれるまちづくりを目指します。

2. 基本理念と目標

基本的な考え方をもとに、移動円滑化に向けた基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

すべての人が安全・安心で快適に移動でき、つながりと共生を育むまちづくり

■目標－1 暮らしに必要な拠点への利便性確保

○市街地の拠点である高萩駅周辺（駅、駅前広場、バスターミナル等）や、多くの市民などが利用する生活利便施設、公共施設のバリアフリー環境を向上します。

■目標－2 安全・安心で快適な移動を支える環境づくり

○市街地の根幹を形成する幹線道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を推進します。

■目標－3 バリアフリーの推進と共生（支え合い）を育む環境づくり

○バリアフリー化の推進を通じて、共生（支え合い）を育むとともに、継続的な推進体制づくりを目指します。

II – 3 移動等円滑化促進地区の設定

1. 移動等円滑化促進地区の要件

移動等円滑化促進地区の要件は、バリアフリー法第2条第1項第23号において次の①～③のように定められています。

①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

- ・原則として生活関連施設（鉄道駅、公共施設、教育施設、福祉施設、生活関連施設等）が概ね3以上あること。

※移動が通常徒歩で行われる地区：生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区。

②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

- ・高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区。

③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

- ・移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進が、様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

2. 移動等円滑化促進地区に関して記載する事項

記載事項	内 容
移動等円滑化促進地区の範囲	○バリアフリーを推進する区域を定めます。区域の設定においては、生活関連施設、生活関連経路が含まれるよう設定することとし、境界等の設定においては、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めます。
基本方針	○移動等円滑化促進地区の特性を踏まえ、バリアフリー化を進めるにあたっての基本方針を示します。
生活関連施設	○多数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、教育施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などの多様な施設を位置づけ、地域や事業者、行政など複数の関係者間で、重点的にバリアフリー化を行うべき施設を共有します。
生活関連経路	○生活関連施設を利用する方の利用頻度や歩行者交通量などを考慮しながら、利用が多い経路を優先的に選定し、生活関連施設相互のネットワークを設定します。生活関連経路として位置づけた場合、地域や事業者、行政など複数の関係者間で、重点的にバリアフリー化を行うべき経路を共有することができるため、事業化に向けた準備期間を設けることや、経路・施設間の連携を図ることに加え、生活関連施設との出入口部分等については「行為の届出」の対象となり、生活関連施設・経路間の移動の連続性を確保されることが期待されます。

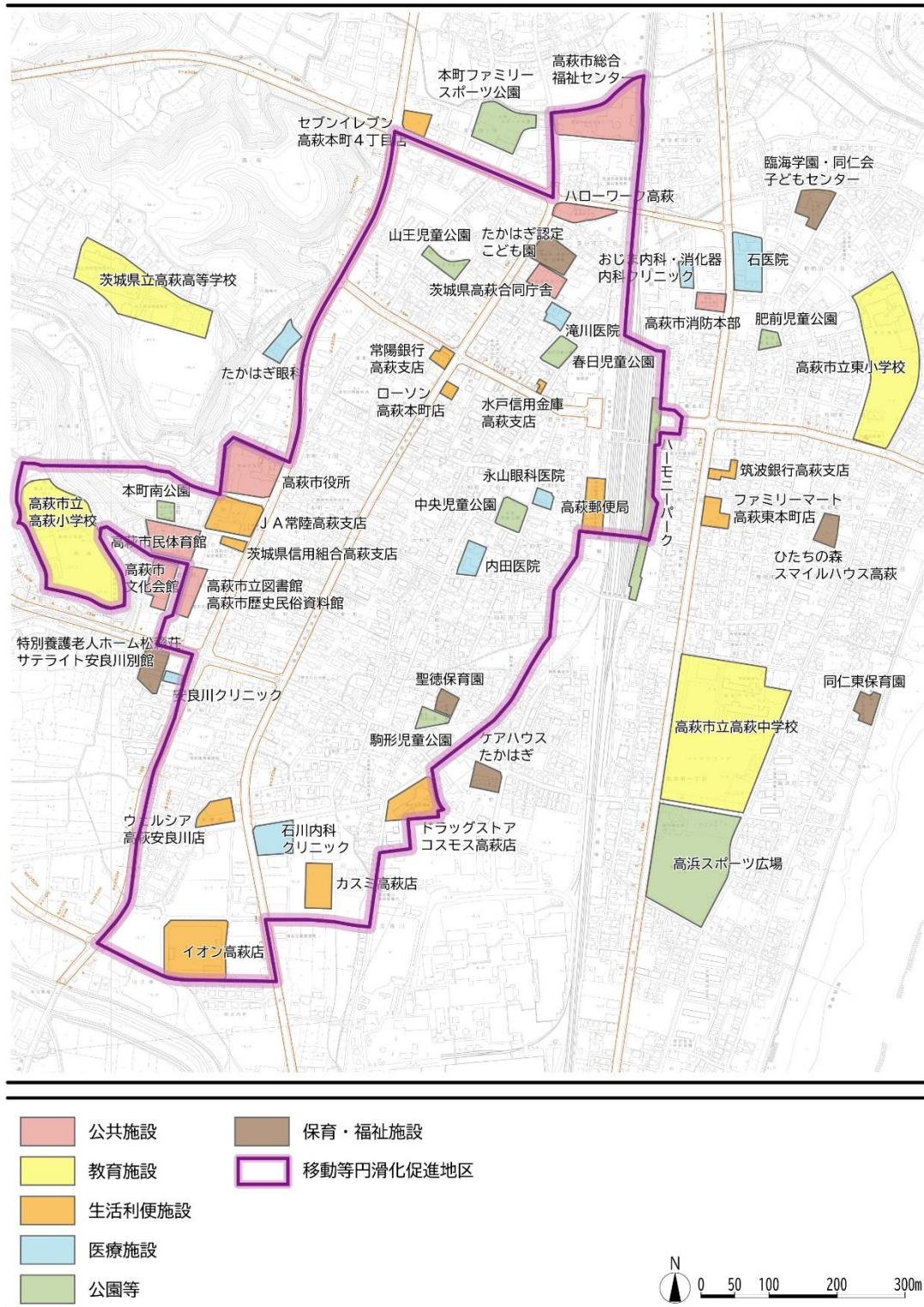
図－移動等円滑化促進地区のイメージ



3. 移動等円滑化促進地区の設定

○移動等円滑化促進地区の検討にあたっては、市街地（用途地域）に関する諸計画を考慮することとします。特に、高萩駅周辺整備や立地適正化計画において、駅周辺の再整備のあり方や、都市機能誘導区域と誘導すべき都市機能が位置づけられていることから、これらとの整合性を確保し、まち歩きの結果も踏まえ、以下の区域を移動等円滑化促進地区として設定します。

図-移動等円滑化促進地区の設定



4. 生活関連施設及び生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

生活関連施設については、多くの高齢者、障害のある人等が利用する旅客施設、公共（官公庁）施設、医療施設、商業施設、教育文化施設などの施設を位置づけることができます。

本計画では、前項で設定した移動等円滑化促進地区内に位置する施設について、高齢者、障害のある人に限らず不特定多数の利用が見込まれる施設として、次に示す施設を生活関連施設として位置づけることとします。

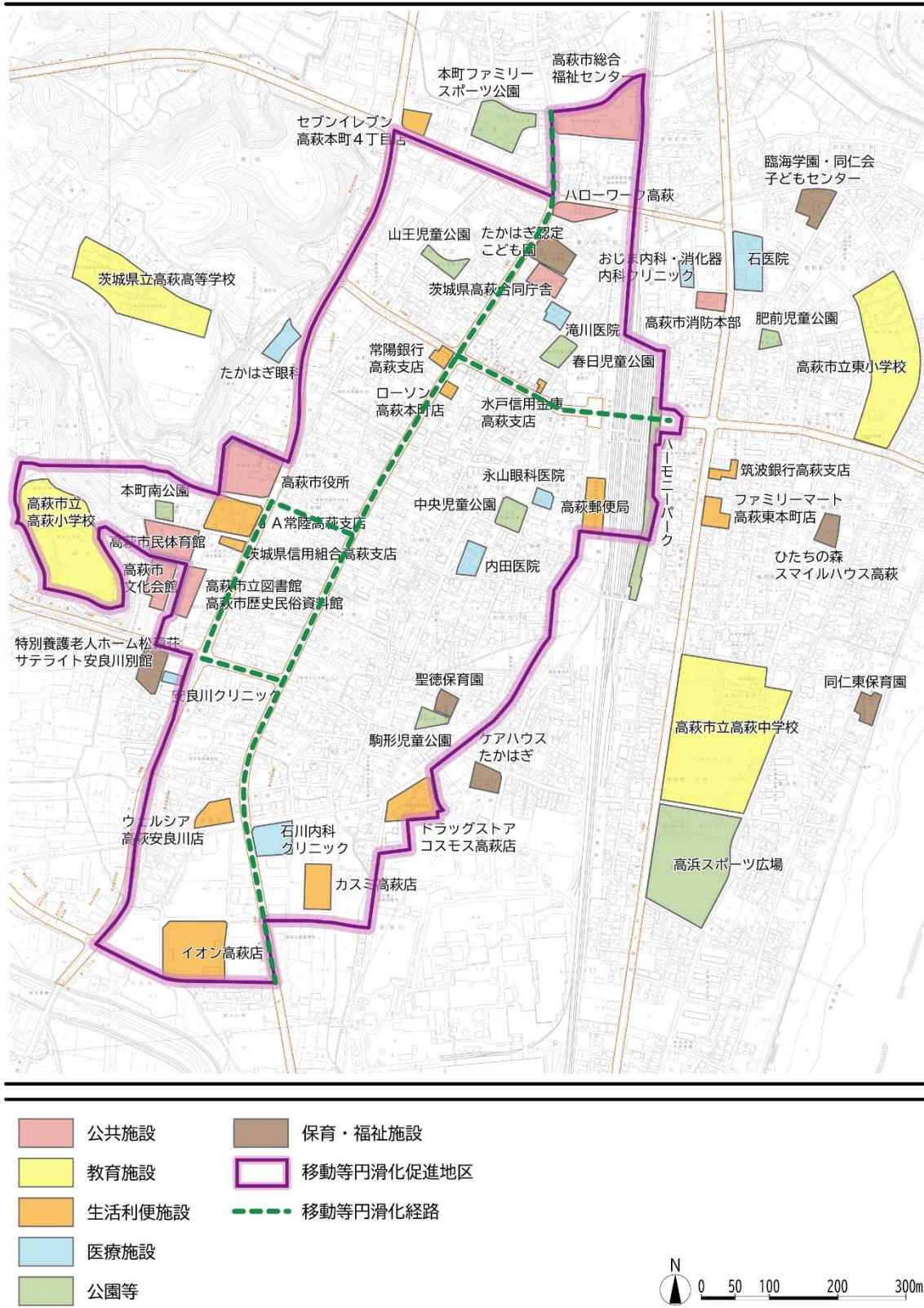
表－生活関連施設の例

区分	施設例	施設名
旅客施設	<input type="checkbox"/> 鉄道駅	J R高萩駅
官公庁施設	<input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 郵便局	高萩市役所 高萩市総合福祉センター ハローワーク高萩 茨城県高萩合同庁舎 高萩郵便局
教育文化施設	<input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 市民会館・ホール <input type="checkbox"/> 学校教育施設 <input type="checkbox"/> 社会教育施設	高萩市立図書館 高萩市歴史民俗資料館 高萩市民体育館 高萩市立高萩小学校
子育て支援施設	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 保育所	たかはぎ認定こども園 聖徳保育園
医療施設・福祉施設	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所・クリニック <input type="checkbox"/> 福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護施設	滝川医院 内田医院 石川内科クリニック 永山眼科医院
商業施設	<input type="checkbox"/> 大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 商店街等	イオン高萩店 カスミ高萩店 ウェルシア高萩安良川店 ドラッグストアコスモス高萩店 ローソン高萩本町店
金融機関	<input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 郵便局	常陽銀行高萩支店 高萩郵便局 茨城県信用組合高萩支店 水戸信用金庫高萩支店 J A常陸高萩支店
その他	<input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 観光施設 <input type="checkbox"/> 避難施設・避難場所	山王児童公園 春日児童公園 中央児童公園 駒形児童公園 本町南公園 ハーモニーパーク

(2) 生活関連経路の位置づけ

生活関連経路はバリアフリー法において、生活関連施設相互間の経路と定義されていることから、(1)で位置づけた生活関連施設を考慮しながら、生活関連施設相互間を連携する経路を位置づけます。

図－生活関連経路の位置づけ



III 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の施策

III-1 バリアフリー化の基本方針

バリアフリー化に関する各種の基準や、まち歩き、関連団体ヒアリングでの意見を踏まえ、移動等円滑化促進地区において、基本理念の実現に向けたバリアフリー化を推進するため、バリアフリー化の方針を次のように設定します。

【移動等円滑化促進区域における基本方針】

- 約1.5km四方の範囲に形成されるコンパクトな市街地という特性を生かし、生活関連施設及び生活関連経路の明確化を図り、高齢者や障害を持つ方、妊産婦や乳幼児連れの方をはじめとして、誰もが移動しやすく、活動できるまちを創ります。
- JR高萩駅については、本市への玄関口であるとともに、賑わい創出が期待されることから、駅前広場やバスターミナル、商店街などと一体となったバリアフリー環境の向上を目指します。
- 路線バスやタクシーの利便性を向上し、高萩駅を拠点として本市の観光拠点などへのアクセス性の向上を目指します。
- バリアフリーに対する啓発を推進し、行政だけでなく市民や事業者が参加し、支え合いを育む地域づくりを目指します。

なお、バリアフリー化にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドライン等に留意した整備を推進することとします。

表—バリアフリー化に関する主な基準等

分 野	名 称	所管等
公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
	移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
建 築 物	建築物移動等円滑化基準（建築物特定施設の構造及び配置に関する基準）	国土交通省【政令】 令和2年12月改正
	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月

公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編	国土交通省 令和2年3月改訂
	公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編	国土交通省 令和2年10月改訂
	公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 役務編	国土交通省 令和3年年3月
道路	増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改訂
公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	国土交通省 平成24年3月

III-2 バリアフリー化の施策

バリアフリー化に向けた施策については、本市の移動等円滑化促進地区の現状や、意向調査やヒアリング調査等で得られた意見を考慮しながら、全ての人にとって「利用しやすい環境」づくりを目指します。

■目標1：暮らしに必要な拠点への利便性確保

- ◆施策1-① 高萩駅周辺の環境整備
- ◆施策1-② 公共空間におけるバリアフリー環境の充実
- ◆施策1-③ 商業施設や公共施設などにおけるバリアフリー環境の充実

■目標2：安全・安心で快適な移動を支える環境づくり

- ◆施策2-① 幹線道路の歩行環境や安全性の向上
- ◆施策2-② 移動利便性を支える環境の整備促進
(視覚障害者誘導用ブロック、サイン)

■目標3：バリアフリーの推進と共生（支え合い）を育む環境づくり

- ◆施策3-① 「心のバリアフリー」の普及・啓発
- ◆施策3-② 多様な主体の関わり合いによるバリアフリーの推進
- ◆施策3-③ 推進体制の整備

■目標1：暮らしに必要な拠点への利便性確保

◆施策1-① 高萩駅周辺の環境整備

- 高萩駅前については、本市への玄関口として、駅、駅前広場、こ線橋、バスターミナル、タクシー乗り場について、不陸等による段差の解消、歩道と車道の間に段差がある箇所の高さの調整や動線の確保について検討します。
- 交通モードの転換における利便性向上を図るため、多言語表記を含む案内やサインの整備を進めます。
- 移動等に支援を必要とする方の利便性と安全性を確保するため、スロープの勾配の点検・改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、車椅子利用者の安全な乗降スペースの確保等について検討します。
- 高萩駅構内については、エレベーターや点字ブロック等が設置され、バリアフリー環境が整備されていますが、駅舎への安全な動線を確保するため、バスターミナルやタクシー乗り場、一般車乗降場などからの動線について点検・改善を行います。
- 高萩駅東西を連携するこ線橋については、高齢者や障害を持つ方の利用が困難となっているため、老朽化対策を含めたバリアフリー化の検討を進めます。



■こ線橋に設置されているスロープ（急傾斜かつ幅が狭く安全な利用が困難）

◆施策1-② 公共空間におけるバリアフリー環境の充実

- 既存の公園などの公共空間については、バリアフリー化に関する基準等に基づき点検・改善を行います。
- 公園の整備・改修にあたっては、利用者ニーズの把握を行いながら、バリアフリー化をはじめとする利便性向上に配慮します。
- 公園内に設置されている公衆トイレについては、バリアフリー化とともに、日常的な施設の点検、適正利用に取り組むとともに、民間施設を利用したトイレの確保についても検討します。
- 令和3年4月から、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進が、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となったことから、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に向けた広報・啓発を推進します。

適正利用推進キャンペーンの各種ポスター



◆施策1-③ 商業施設や公共施設などにおけるバリアフリー環境の充実

- 商業施設や公共施設については、建築物に関するバリアフリー化に関する基準等に基づき、施設の改善・整備を促進します。
- 駐車場については、高齢者や障害を持つ方が安全に利用できるよう、乗降スペースや施設への動線の適正化を促進します。

■目標2：安全・安心で快適な移動を支える環境づくり

◆施策2-① 幹線道路の歩行環境や安全性の向上

○道路については、道路構造令及び道路等移動円滑化基準などに基づき、段差の解消、平坦性の確保、通行スペースの確保等を推進します。

○車道と歩道が区分される幹線道路等については、障害のある人と介助者が安全に通行できる幅を確保できる歩道整備を目指します。

○歩道部の不陸や車道と歩道の境界部の段差等の発生も見られていることから、これらの改善・修繕について関係機関との調整協議を進めます。



■不陸による歩道部の段差



■歩道部と車道部の段差

・車椅子体験では、1～2cmの段差でも移動が困難。

○歩道においては、視覚障害者誘導用ブロックや車止め等の配置について、点検・整備を行うとともに、適正なノボリや看板等の掲出を促進します。

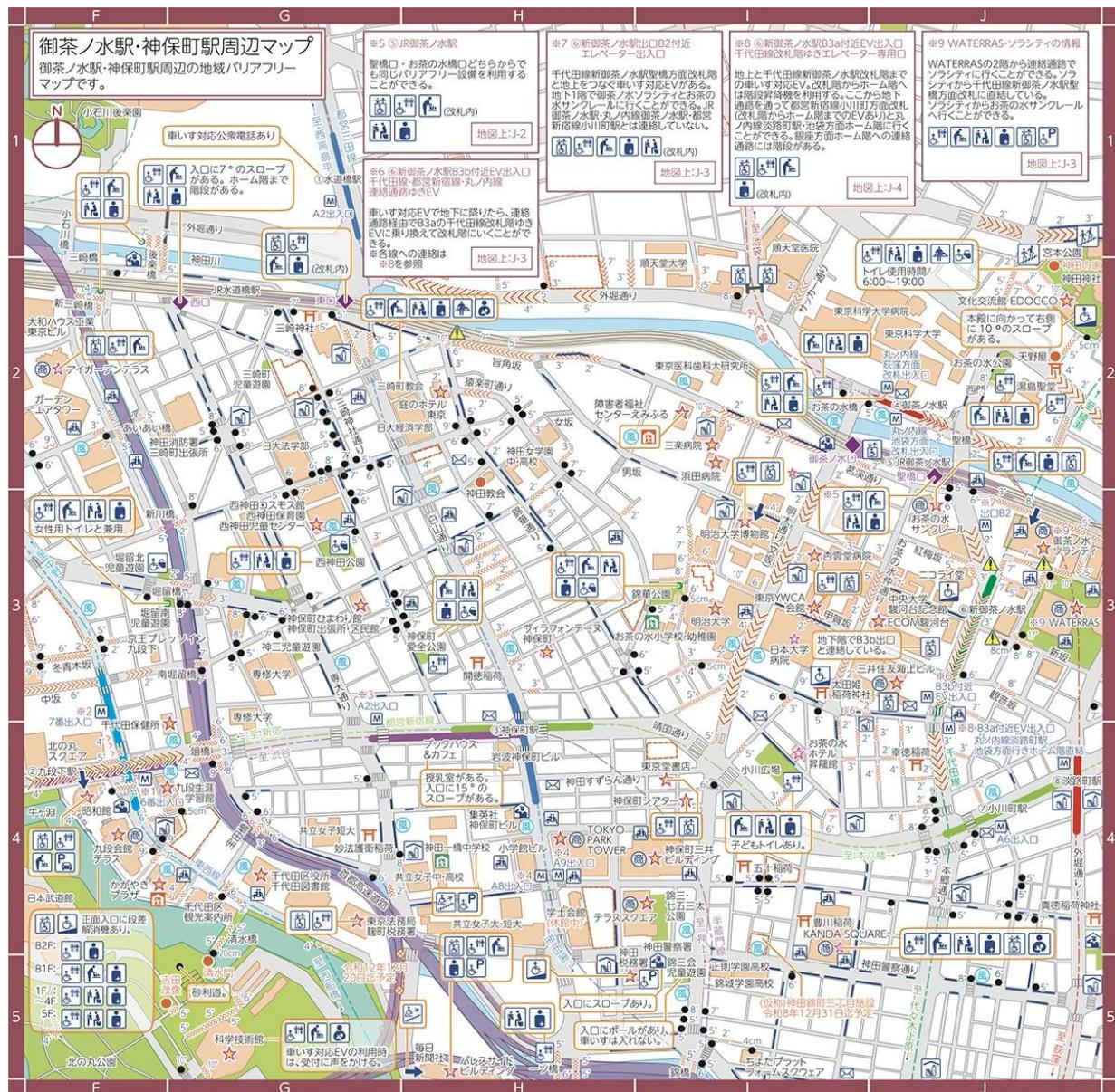
○歩道における自転車の走行については、道路交通法において子どもや高齢者等の走行が認められることから、自転車に関するルールやマナーの周知を行い、自転車と歩行者が共存できる環境づくりを目指します。

○バス停留所周辺については、縁石の開口部とバス乗降位置の点検・改善、段差の解消等について、道路管理者との協議を進めます。

◆施策2-② 移動利便性を支える環境の整備促進

- 視覚障害者誘導用ブロックについては、利用者の意向、道路や歩道の状況などを考慮しながら、安全な移動を確保できるよう点検・改善に取り組みます。
- サインについては、観光施設や公共施設、交通手段に関する案内など、多様な情報提供が求められることから、関係部署と連携しながら、多言語化を含む整備を検討します。
- 全ての人の移動利便性を確保するため、バリアフリーマップなど、交通施設や観光施設などに関する情報提供媒体の作成を検討するほか、各種媒体へのバリアフリー情報の掲載を促進します。

バリアフリーマップの例



■目標3：バリアフリーの推進と共生（支え合い）を育む環境づくり

◆施策3-① 「心のバリアフリー」の普及・啓発

○「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うこととされており（「ユニバーサルデザイン2020 行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）」より）、この中で示される、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントを踏まえ、関係機関と連携しながら普及・啓発に取り組みます。

【「心のバリアフリー」を体現するためのポイント】

- ★障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ★障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ★自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

○誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、『「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である（「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」より）。』とする「障害の社会モデル」に対する意識の醸成に取り組みます。

◆施策③-2 多様な主体の関わり合いによるバリアフリーの推進

- ハード対策とソフト対策が一体となったバリアフリー化を推進するため、支援を必要とする方への支援のあり方、バリアフリー化の取り組み等に関する啓発を行うため、パンフレットの作成・配布や広報活動の充実・強化を図ります。
- 支援を必要とする方が適切な支援を受けることができるよう、市民や事業者に対し高齢者や障害の持つ方との交流機会や支援のあり方、コミュニケーションの取り方などについて学ぶ機会を設け、支援を必要とする方との触れ合い、気づきやバリアフリーの意識づくりを推進します。

- 児童生徒に対する支援やコミュニケーションに対する学びの機会を提供するため、高齢者や支援を必要とする方との交流機会、車いすやアイマスクなどを用いた体験機会を創出し、心のバリアフリーに関する教育を推進します。

【心のバリアフリーの啓発に向けた取り組み例】

- バリアフリーに対する理解を深めるための啓発・広報活動
 - 事業者や市民団体等と連携したバリアフリーマップの作成と周知
 - 学校等における障害者等との交流やバリアフリーエクスペリエンスの機会の提供
 - イベント等にあわせたマナーアップ活動
(視覚障害者誘導用ブロック上の障害物や違法駐輪等)
- 支援を必要とする方に対する行動につなげるための教育活動
 - 障害者サポーターなどの養成や啓発に対する講座の開催
 - 事業者等における接遇マニュアルの整備
 - 施設所有者や管理者によるバリアフリーポイント検の実施

- 支援を必要とする方とのコミュニケーションを確保するため、コミュニケーション支援ボードや支援アプリ、各障害を対象としたマーク、高齢運転者標識及びマタニティマーク等の普及・啓発を推進します。



身体障害者標識（身体障害者マーク）



ヘルプマーク

◆施策③－3 推進体制の整備

- バリアフリー化の推進にあたっては、本市だけでなく交通事業者や施設管理者との連携が不可欠であることから、府内においては、都市計画、道路、公園、福祉、教育、市民協働などの部署の連携強化を図るとともに、交通事業者や施設管理者との情報共有を推進します。

IV 移動等円滑化の推進

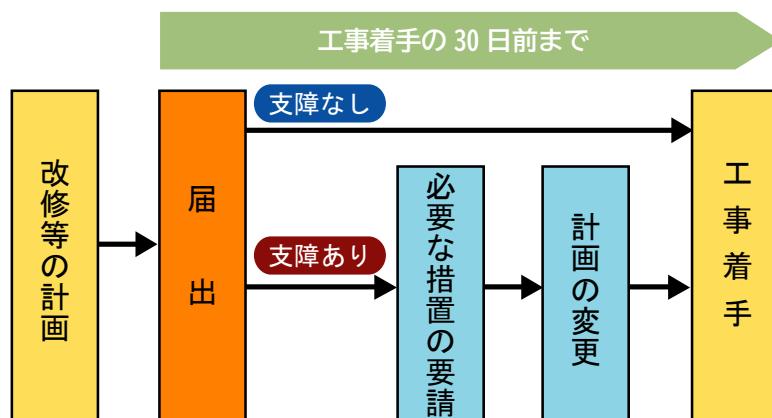
IV-1 行為に関する届出

1. 届出制度の概要

バリアフリー法では、公共交通事業者又は道路管理者は、マスタープランの区域において、旅客施設※や道路※の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、当該行為に着手する 30 日前までに市町村に届出を行うこととなっており、市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することができ、改修内容を変更する等の要請を行うことにより、施設間の移動の連続性を確保が可能となります。

※旅客施設は生活関連旅客施設。道路は生活関連経路である道路法による道路です。

図-届出の概要



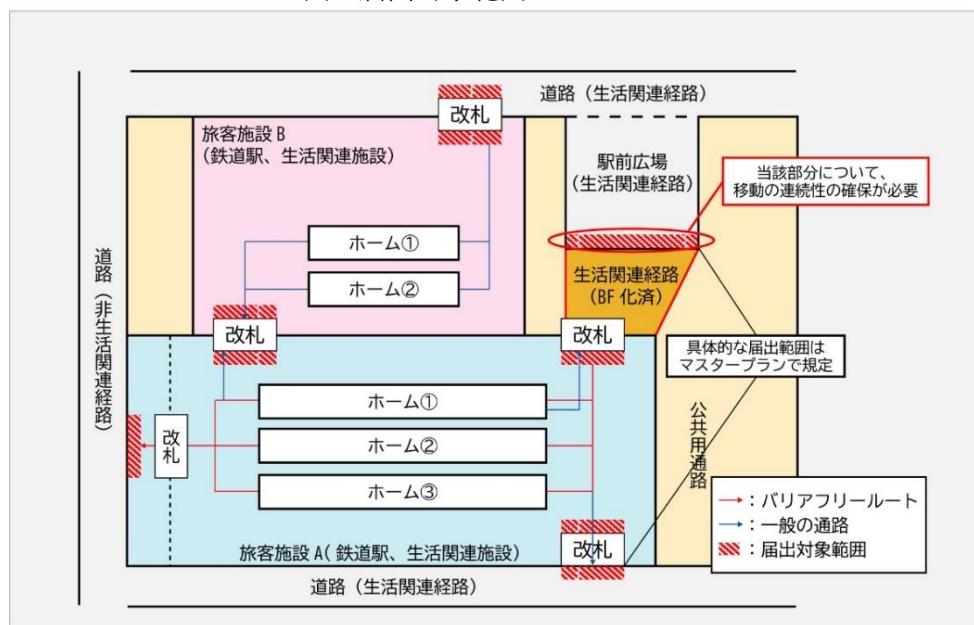
2. 届出制度の対象となる範囲

本市における届出対象となる範囲については、以下の通りとします。

表-届出を要する対象となる範囲

届出施設	届出対象となる範囲
旅客施設	○生活関連施設である旅客施設のうち、下記の範囲。 【政令第 25 条第 1 号】 <ul style="list-style-type: none">・他の生活関連旅客施設との間の出入口・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口・バリアフリールートの出入口
道路	○生活関連経路である道路のうち、下記の範囲。 【政令第 25 条第 2 号】 <ul style="list-style-type: none">・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

図一届出対象範囲のイメージ



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

表一届出制度の範囲

旅客施設	道 路	届出の範囲
JR 高萩駅	JR 高萩駅駅西駅前広場	駅と駅前広場の接続部分
	JR 高萩駅こ線橋	駅東西駅前広場とこ線橋の接続部分
	県道高萩停車場線	駅前広場と道路の接続部分
	市道●号線	駅前広場と道路の接続部分

IV-2 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項

施設に関するバリアフリー情報は、高齢者や支援を必要とする方にとって、当該施設を利用する際の不可欠な情報となります。バリアフリー法においては、市町村がバリアフリーマップ等を作成するため、施設設置管理者に対し、バリアフリーマスター・プランでの位置づけをもとに情報の提供を求めることができます。

【施設設置管理者からの情報提供】

- 公共交通事業者等及び道路管理者：義務
- 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等：努力義務

情報提供の対象は、バリアフリーの設備の有無及びその設置箇所、その他高齢者や障害者等が当該施設を利用するためには必要となる情報であり、高齢者や障害者に配慮したエレベーターの設置、トイレ、駐車施設などの情報について提供を求めることとします。

市では、これらの情報提供をもとに、バリアフリー情報について担当部署による集約を行うとともに、関連部署と連携しながら情報発信を進めることとします。

IV-3 その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー環境の向上を目指し、次のような事項についても配慮することとします。

■バリアフリー基本構想及び特定事業計画の策定

本計画では、移動等円滑化促進地区を設定し、地区内で生活関連施設及び生活関連経路を示しました。この位置づけをもとに、整備の具体化を推進するためには、バリアフリー基本構想及び特定事業計画の策定が必要になることから、これらの策定に向け、関係部署との調整・協議を進めます。

■駅前駐輪場の適正管理

駅前駐輪場については、定期的に放置自転車の管理を行っていますが、引き続き、駐輪環境の維持や通行空間の確保を図るため、関係部署と連携して適正管理を行います。

■歩行者空間の確保

市街地においては、歩道上への商品のはみ出し陳列や自動販売機の設置、看板やノボリ等の掲出等、安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為について、適正な指導を行います。

■工事中のバリアフリー環境の確保

道路等の工事にあたっては、通路幅員の確保、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、安全に歩ける空間の確保を図るとともに、誘導員の配置や工事情報の提供等により、利用者が安心して移動できる環境づくりを目指します。

IV-4 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項

本計画に基づく、バリアフリー化に向けた取り組みを推進するためには、施策の評価と見直しを継続的に実施する必要があります。そのため、P D C A サイクルに基づいた評価を行うこととし、施策評価を行うための指標の設定、評価シートの作成を行います。

また、経済状況の変化だけでなく、情報技術をはじめとする新たな技術の実装、社会ニーズの変化なども考えられることから、必要に応じてバリアフリーに関する協議体を設置するなど、バリアフリー化の現状と課題の共有と施策の検討を行う機会を確保することとします。

なお、本計画については、5年後を目途に計画全体の評価を行い、令和12年に見直しを行うこととします。